

(様式第2号)

## 要 点 録

平成 22 年 2 月 17 日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第1回「第2部会」		
会議の開催日時	平成 22 年 1 月 21 日(木) 午後 2 時～4 時		
会議の開催場所	島本町役場 3 階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	5 名(一般 4 名、他部会の審議会委員 1 名)
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員 沖委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員、松田委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 部会長・副部会長の選出について 2. 第四次島本町総合計画基本計画(案)について 3. その他		
配布資料	【資料22】第四次総合計画基本計画(案)関連データ集 【資料23】基本構想案に関するパブリックコメント意見(基本計画関係)への対応表 【資料24】第三次総合計画に係る施策の実施状況		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第1回「第2部会」 要点録

日時	平成22年1月21日(木) 午後2時~4時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員10名、事務局等14名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第1回「第2部会」を開催させていただきます。

本日、第1部会委員15名のうち、10名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日、1回目の部会となりますので、第1部会の事務を所管する担当課長が全員出席しておりますので、順次、自己紹介をさせていただきます。

#### 【担当課長の自己紹介】

### 【案件1】部会長・副部会長の選出について

**事務局** 続きまして、案件1、部会長・副部会長の選出について、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、部会長、副部会長を選出いただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

#### 【「事務局案は」との声あり】

**事務局** 事務局としては、部会長に松田委員、副部会長に大西(義雄)委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

#### 【「異議なし」の声あり】

**事務局** 異議なしとのことですので、部会長に松田委員、副部会長に大西(義雄)委員に就任いただきます。

それでは、この後の議事進行につきましては、松田部会長にお願いします。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声あり】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

## 【案件 2】第四次島本町総合計画基本計画(案)について

**部会長** それでは、案件 2、第四次島本町総合計画基本計画(案)について、事務局から説明願います。

**事務局** まず、本日の配布資料について説明させていただきます。

### 【資料 22・23・24 の説明】

**事務局** 次に、今後の基本計画案の審議の進め方について説明させていただきます。この「第 2 部会」は、第 2 章、第 3 章、第 4 章の 3 つの章を担当することになりますが、事務局としては、第 2 章から節ごとに順番に審議を進めていきたいと考えています。具体的な進め方としては、まず節ごとに事務局から概要を説明させていただき、そのあとで質疑を行う形で、順番に議論していければと考えています。

**部会長** ただ今、説明があった審議の進め方について、ご意見があればお願いします。

**委員** 以前、基本構想を町長に答申したときに添付した「付帯意見」について、委員に配布されているのは修正前のものですので、修正後の付帯意見について、次回の審議会でも結構ですのでご提供ください。

**部会長** 事務局から次回には提供願います。

この部会は、第 2 章、第 3 章、第 4 章の検討を行います。まず、第 2 章「自然環境の保全・活用」について、事務局から説明をお願いします。

## 2 章 1 節 「自然環境の保全・活用」 基本計画案 6 ページ

事務局より概要を説明

### 「森林の保全と活用」

**委員** 森林の保全について、今やらなければならない仕事が例えば 100 とすれば、どの程度まで到達しているという認識なのでしょうか。

**担当課** 森林の保全に関しては、現在、ボランティアのみなさんが竹林整備や間伐などをされています。町では主に町有林の間伐、天王山周辺の間伐を行っているのが現状です。割合としてはお答えにくいところがありますが、順次進めています。

**委員** 私の率直な感想として、いろいろやっておられるのは分かりますが、町全体の森林を見たときに、どうなのかということです。防災計画の見直しという時にも森林の保全は深く関わってきます。そこではいろいろな危険が指摘されています。天王山周辺と町有林だけでよいのかというところではなく、実際に山に人が入らない状況になっており、適切な措置をしないといういろいろな災害が起こることにもなります。いろいろやっているのも良いということではなく、全体としてどの程度の仕事をやらなければならないと考えて、今のところ何パーセント到達しているという量的な把握をお示ししたいと思います。

**部会長** 今の話の中で、追加的な説明ができるようでしたらお願いします。

**委員** 関連して、森林の問題は島本町だけの問題ではなく、全国的に森林の荒廃が進んでいます。大きく分けると広葉樹と人工林に分けられますが、人工林については、今から50年ほど前に我々の親の世代が植林しましたが、その後、十分な手入れができなくなっています。町有林はそれなりにボランティアでやっておられますが、民有林についてはかなり費用があるので、手入れができず放っておかれ、荒れています。

広葉樹のブナやナラについては需要がなく、通常は20年から30年で伐採して、新たな芽が出ていくという循環が行われますが、それもできていません。40年から50年経過して大木になり、自然に枯れていくということが全国的にも言われています。

森林の保全については、環境保全審議会でもかなり議論がされていたと思います。そのあたりのことも取り込んで、今後はやっていかなければならないと思っています。調査して取り組む体制をつくらなければ、駄目だと思います。有害鳥獣や山崩れや地下水などにも関係しますので、このあたりをどう考えるかということは大事なことだと思います。

**担当課** 進捗状況の具体的なパーセントはお示しできませんが、町有林は14ヘクタール弱あり、そのうち、平成20年度末で5ヘクタール程度の間伐などの整備ができています。本年も引き続き整備を行おうとしているところです。

天王山周辺についても、非常に広範囲になりますが、平成20年度末時点で12ヘクタール程度の整備が行われています。平成21年度も引き続き行っており、今後も整備に努めたいと考えています。

桜井地区では、「桜井地区森づくり委員会」によって竹林の整備をしていただいています。また、町のフォレストサポーター養成講座を修了された方が「フォレスト島本」という団体を組織し、ボランティアで森林の整備に携わっていただいています。ボランティアの方が中心になっているところもありますが、町もこのような形で森林整備に努めています。森林の面積に対して少ないのは承知していますが、少しでも整備を進めることが森を守ることになると考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

**委員** 先日、若山神社から太閤道を通って桜井台に抜ける道を歩いてみましたが、たくさんの木が倒れていました。10年ほど前と比べても増えていると思います。それは民有林ということもあるのですが、高齢化が進んで山に入れられないということを考えますと、民有林についても、地権者と協力して行政が力を発揮して仕事をしなければならないというところまで来ているのではないかと思います。全体をしっかりと見て、全体量を把握してやっていかなければならないと思います。

**委員** 結局、昔と今では、山に対しての所有者の意識が全く違います。昔は山で収入がありました。が、このごろは一切なく、山に入るだけ赤字になるという状況にあります。数年前に府の費用で桜井地区の竹林を伐採してもらいましたが、伐採の後、生えてきたタケノコを取ってやらないとまた荒れてくるのですが、あまり手入れできないため、数年たった今では元に戻ってきています。

ボランティアに整備してもらっているところでは、所有者もタケノコを取りますが、残りのタケノコは整備してくれるボランティアにも取ってもらっています。森林や景観の保全のためにも、所有者の意識を変えていかないと、公費やボランティアでやっても、山は広いので、何

百人が山に入ってもできません。山の所有者の意識を変え、自分の持ち山を大事にしてください、とPRしなければ、いくらやっても実際問題として保全できないと思います。

所有者の中には、植林したり、山の手入れをされている方もいらっしゃいますが、山には何もないので国有にしてくださいといったことを言う方もいます。そのあたりをしっかりと考えていかないと、山はますます荒れていってしまうのではと感じています。

部会長

この件については、まだまだご意見がたくさんあるかと思いますが。森林の保全は、水の問題にも関わってきます。お話にもあったように、森林整備には、地権者の方も苦慮されている状況ではないかと思います。町もボランティアなどを通して取り組んでいますが、恐らくこれでは間に合わず、島本町本来の緑がこれでいけるのかという部分もあるのではないかと思います。水の問題と森林の問題を兼ね合わせて、もう少し具体的に基本計画に入れていけないかと思います。

委員

確かに保全は必要ですが、保全と同時に、伐採の後の利用をどうするか、ということも重要です。現在は、そのまま放置されている状況だろうと思います。竹林でも伐採の後をどう利用するのか、間伐材をどう利用するのか、ということをきっちりすることで、後の整備も進むのではないかと思います。

島本町の場合、ほとんどが民有林ですので、世代が変わると、自分の山があるのは分かるが、境界が分からないということが現状だろうと思います。やはり、地籍調査を順番にきっちりすることが必要ではないかと思います。民有林でも、境界が分かると整備もでき、境界が分からない区域はできないということもあると思います。そのあたりをどうするかということも、今後の課題として整理する必要があると思います。

#### 「地下水の保全」、その他(植生について)

委員

森林の話がずっと出ていますが、島本町の植生の調査というものは、町の方で、例えば5年おきとか10年おきにされているのでしょうか。足で歩かなくても、人工衛星の写真を解析すると植生がある程度把握できると思いますが、それほどお金がかかる話ではありませんので、そのようなことをされているのかということをお聞きします。

また、施策内容に「地下水位観測の継続実施」と記載されています。現状で、観測井は浅井戸1本と深井戸2本があると思いますが、以前は、浅井戸は東大寺と藤の木の2本がありましたが、現在では東大寺の方は廃止されています。

また、河川流量について、治水や山の保全にも関連しますが、流量の観測は茨木土木事務所で実施するのも知れませんが、そのデータを町の方で取り入れて、降水量と流量の関係をある程度把握しておかないと、災害時には大変なことになると思います。

地下水位の観測についても、東大寺の浅井戸を減らした理由がもう少し必要ではないかということ、町内の方がどの程度地下水位の観測について認識されているのか、何らかの形で広報されても良いのではないかと思います。東大寺を減らしたのは藤の木とほとんど水位の動きが一緒だからという理由だと思いますが、島本町の水道水源という時に、浅井戸の状況は重要で、特に東大寺あたりは水無瀬川の河川水が浸透していくあたりですので、その動きが重要だと思います。お金のかかる話でもありますし、藤の木で十分だろうという判断だったと思いますが、何か所でどのような観測が行われているのかということ、本文でなくても良いので、

分かるようにしておいた方がよいと思います。

担当課

植生の調査については、大阪府で「みどりの大阪推進計画」がスタートしており、その中で、さまざまな植生の状況を把握する必要があるとしていたと思います。当然そうなれば、植生調査について、航空写真などを利用してもある程度把握できると聞いていますので、ただちに実施できるかどうか分かりませんが、大阪府としてどう取り組まれるのかと思っています。

部会長

町として、植生調査についての考え方や今後の予定はいかがでしょうか。

担当課

今後の検討課題であると思います。

部会長

島本町という町は「水」というイメージで、水が豊富にある町と捉えている方が外部にもたくさんいらっしゃると思います。せっかくそういった資源を持っているので、住民の方には、そのような事柄について数値的なものをはじめ、島本町はよそとはこれだけの差があり、こうなんだというものが示せれば、住民にとっては、わが町の財産ということで外部にも発信できるのではないかと感じています。そのような部分を数値的に把握することになればありがたいと私自身も思います。できれば、もう少し突っ込んでいただけたらと思います。

2章1節「自然環境の保全・活用」について、いろいろなご意見をいただきましたが、非常に難しい問題で、何もかも一度に片付けるということにはならないと思いますので、これから審議を進めていく上で、またお気づきの点があればお聞かせいただきたいと思います。いずれにしても島本町と水は、切っても切れないものだと思っています。せっかくの宝ですので、宝を生かさなければもったいないと思います。

#### 「水辺環境の保全と活用」、その他(緑化について)

委員

資料 24「第三次総合計画に係る施策の実施状況」について、自然環境の保全分野では、ほとんどが「実施」となっていますが、「水辺環境の保全」の項目だけ「検討中」となっています。大阪府の財政難によると記載されていますが、大阪府の財政難は今に始まったことではなく、今後もいつまで続くのかということも問題になってくると思いますが、大阪府が島本町に対してどのように説明をされているのか、また、島本町が大阪府にどの程度打診されているのかということをお聞きしたいと思います。

また、緑化の推進について、飛行機に乗ると大阪はみどりが少ないという話はよく聞きますが、資料 24 に「一定規模以上の建築・開発等の際に緑化を指導している」と記載していますが、開発は行政が指導するということになるかと思いますが、建築について住民に対しての徹底はどのようにされているのでしょうか。大阪市内では、学校で緑のカーテンや運動場の芝生化があり、建築物の中に木を植えれば一部補助金が出るというような取組みをされているところもあると聞いています。島本町ではどの程度の周知徹底がなされているのでしょうか。

担当課

資料 24 の 6 ページで、「水無瀬川河川改修整備事業」と「水無瀬川水の文化園整備事業」については、大阪府の財政難により事業が進んでいないと記載しています。水無瀬川左岸、水無瀬橋から下流側については整備が終わってきたのですが、そこから上流の整備については、6、7年以上中断している状況です。大阪府が財政難ということで中断している状況であり、町がどのように投げかけをしているのかということについては、機会があれば申し上げますが、整備を進めるような状況ではないということで、このような状況が続いています。

緑化の指導については、「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」に基づいて、1,000

平方メートル以上の敷地の場合に適用しています。それは制度に基づいて必ず実施しています。それ以外では、開発指導として、300平方メートル以上の場合に、任意に指導をしています。ただ個別の住宅についてはなかなか指導が及ばず、現実的にそこまでは踏み込んでいないのが実情です。学校の芝生化についても、大阪府でもそのような方向で補助金が出るという聞いていますが、所管が違うためお答えしにくいところですが、現在は進められていない状況です。

### 「森林の保全と活用」

**委員** 森林の保全について、先ほど太閤道で倒木が多いという話がありましたが、東海道自然歩道ですらそうなっています。山林については、我々の先代、先々代の時代までは、山仕事を行う中で境界が分かっていたのですが、我々の代になると自分の所有のところでも分かりにくく、たくさん山林を持っている方になると、どこにあるのか知らず税金だけ払うということになっています。我々の子どもの世代になると、全く山に見向きもしないということになってきており、一方では、森林の保全については、このように位置付けが高くなってきています。

これは個人の意識というよりも、仕組みそのものがもう成り立っていないという実態ではないのかと思います。我々もタケノコを栽培する竹林の周辺は何とか手入れしていますが、少し離れたところでは木も切らないということが実態ですし、それを意識で変えられるかという、とてもできないと思います。町の山林のほとんどが民有林ですが、子どももおらず、家も絶えて閉めているところもあります。尺代でも竹林を伐採してもらってきれいになりましたが、先ほどもあったように、来年、再来年も続けて竹を切らなければ維持できないということで、女性だけの家ではとても手入れすることができません。森林保全と実態が大きくかい離して、逆の方向を向いているということを申し上げておきたいと思います。

**部会長** この問題については、先ほども申し上げたように、一挙に解決できる問題ではないと思いますし、このような問題に対して住民がどのように目を向ければよいのかと考えてみたりします。いずれにしても、自然環境の保全と活用で、「活用」となるともっと難しくなるのではないかと感じています。これから審議を続けていく間でも、これに関連した問題がたくさん出てくるのではないかと思います。その時々いろいろな角度で踏まえながら、進めていければと思います。その他にご意見がありますか。

### 1節全体、「資料24」、その他(基本計画の項目分け、表現方法について)

**委員** お話を伺っていると、いろいろと大変な状況にあり、その解決策も見出せない、危機的であると皆さんはおっしゃっていますが、そのような認識が基本計画の記載にあまり反映されておらず、考え方として「こうする」ということだけが述べられている感じがします。何とか委員の皆さんが言われたような事柄を反映したような記述にならないのでしょうか。

特に、地下水については島本の誇るべき資産であるということがあまり出ていませんし、森林の保全については、危機的な状況にあることが出ていません。そのあたりが何とかならないかと思っています。できればもう一度お考えいただければと思います。

また、全体的な施策の体系、内容についてですが、いただいた資料24を見ると、施策内容の番号・順序が基本計画と異なっています。そのあたりを計画体系としてどう考えるのでしょうか。基本計画の方はより抽象的な形になっているでしょうし、資料24は具体的な施策から見ているので必ずしも合致するとは限りませんが、何とかならないのでしょうか。資料24は総

合計画とどう関連づけるのでしょうか。これも公表して同じような形で住民の皆さんに出すのでしょうか、これはこれで、表に出すのは基本計画だけということになるのでしょうか。私は資料 24 を出した方が具体的な施策がよく分かりますし、実情も、率直にどのような状況にあるかということも述べていますので、実情を踏まえてこのようなことをやるということは、これがあって初めて分かるものだと思います。両者が相まって計画案になるとした方が良いと思います。そうすると、体系的につながりが上手くないと思いますので、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

事務局

本日お配りしている資料 24 は、第三次計画の実施状況を取りまとめています。これについては、以前から委員の皆さんから、第三次の基本計画の詳細な実施状況はどうなっているのかというご意見を多くいただきましたので、実施状況を取りまとめたものを今回お配りしたものです。あくまでも第三次の施策内容に基づいた実施状況ですので、第四次の施策内容とは異なっています。

また、先ほど委員の皆さんから、森林、地下水についてさまざまなご意見をいただき、それを踏まえた内容の整理をすべきではないかというご意見もいただきましたので、これについては、後ほど検討していきたいと考えています。

基本構想の審議の際も、委員からいただいたご意見について、最終的に対応の考え方を整理して修正案をお示ししました。基本計画の各部会についても、委員のご意見を積み重ね、意見への対応や修正案をまとめて提示し、最終的にご審議いただきたいと考えています。

委員

説明はよく分かりました。後知恵になるかもしれませんが、このように対照して見ますと、項目を統合したのは何のために行ったのかという疑問も出てきます。

例えば、施策内容 のタイトルは、第四次では「**地下水の保全**」とだけ書かれており、第三次では「**長期的・総合的な地下水利用の検討**」という表現があります。これをタイトルにするか、記載内容に入れるかは別にして、長期的・総合的な地下水利用を検討するということが、第四次ではあまり見えてきません。個別の対策は行うのでしょうか、本当のところどちらが良いのかという気になってきます。項目をまとめて「地下水の保全」とするのは良いと思いますが、「長期的に検討する」ということが必要だと思います。そのような事が抜けていることがこのように提示されると見えてきます。

また、個別的な事業についての表現を、第四次でも入れるのか入れないのか、どちらが良いのかという話もあります。抜けている部分も多く見られます。

また、第三次では 2 章 1 節にあった「緑化の推進」の項目は、今回、2 章 3 節の「都市景観」の分野に入れているようですが、どちらが良いのかということです。市街地内の緑化を、都市における自然環境をつくりあげていくという立場とするのであれば、第 1 節に入るでしょうし、都市における自然環境というよりは、景観的な立場から緑化を見るということで行くのか、基本的な考え方の違いがここに現れてきていると思います。どちらが良いのか分かりませんが、そのあたりの検討も必要だと思います。

少なくとも、資料 24 にある事業名、事業の内容は、今回の基本計画でもどこかでは出てくるようにした方が良いのではないのでしょうか。

事務局

項目の関係については、「第 1 部会」でも同様のご意見をいただいております、再度検討すると

お答えしています。それだけでなく、各章・節について、その都度ご指摘いただき、ご意見をまとめ、精査したいと思います。

**委員** もう1点お聞きしますが、施策内容「水辺環境の保全と活用」には、「島本水の文化圏構想に基づき～整備を進めます」と書いてありますが、実情は進んでおらず、資料24の実績では府への要請を継続すると書かれています。

このあたりも、現実的な状況を踏まえてどうするのか、きっちり書くのか、構想としてはあるので、その通りにやると単に述べるのか、結構重要なところだと思います。進まないのがブアップするとは書けませんが、もう少し違う方法でするなど、そのあたりも難しいとは思いますが、あまりさらっと流すのも問題だろうと思います。

ただ、基本計画ではこう書いておき、資料24のような資料を併せて示すという方法もあると思います。難しいと思いますが、もう少し考えていただいた方がよいと思います。

あまり現実的な状況を踏まえず、「やります」「やります」となると、計画というのはそういうものかもしれませんが、本当のところはどうするというのが、もっとあっても良いのではないかと思います。

**部会長** 島本町の身の丈にあったように、もう少し落としていくのも、現実的で良いのではないかといいことでしょうか。

**委員** そうでないと、計画全体にメリハリと言うか、あれもやります、これもやりますということとを並べるだけで、全体として見た時にどこを目指して何をやるということが結局見えてこないということになると、よくないと思います。

地下水の話も、さらっと書かれています。もう少し打ち出した方がよいと思います。どこかメリハリの付いた書き方ができないのかと思います。

**部会長** たくさんご意見をいただきました。分かりやすくというか、めざすべきところを抽出するとか、身の丈に合った展開に変えるなどにより、少しはつきりしてくるのではないかと思いますので、事務局で今後検討願います。自然環境を保全することと、活用することは大きなテーマであるだけに、しっかり考えて進めていきたいと思います。またお気づきの点があれば、次回以降にお願いします。

## 2章2節「住環境の整備」 基本計画案7ページ

事務局より概要を説明

### その他(若山台団地、住宅マスタープランについて)

**委員** 若山台団地は人口がどんどん減っています。島本町も一番多い時から比べると1300人減っていますが、若山台だけでも一番多い時から1100人減っています。何が問題かという点、2節の基本的課題でも「空き家が発生している」という指摘がありますが、若山台ではエレベーターがない、商店もないという問題があります。そういうことで、非常に環境は良いが、住みにくいということがあります。そのようなことも触れる必要があるのではないのでしょうか。

**委員** 関連ではありませんが、第三次では、「島本町住宅マスタープランの推進」という表現が入っていましたが、今回はその表現がありません。策定委員会の資料を見ると、住宅マスタープランの後継計画がないので、第四次には盛り込まないという記載がありました。

基本構想で大きな問題となった 32,000 人の人口目標に対して、町内のどのようなところで今後住宅の開発ができるのか想定して 32,000 人が成立する、努力したいという話もありました。どこにどのような新しい住宅地をつくるということをしっかりと早めに立てていただく必要があると思いますので、今後の住宅マスタープランについて再検討をお願いしたいと思います。

**部会長** 若山台の問題は、非常に重要だと思います。住宅と高齢社会の問題についてどのような形で展開すべきなのか、という問題もこの中にはあるのではないかと思います。特に高齢化という問題からすると、今住んでいる方もさることながら、若い方が島本町に在住していただけるような仕組みも兼ね合わせて、住宅の問題を考えなければならないのではないかと感じます。そのあたりについて、行政としてどのように展開されるのでしょうか。

**事務局** 若山台の人口減と住宅マスタープランについてのお尋ねがありました。住宅マスタープランについては、平成 20 年度で計画期間が終了しています。この計画を策定した最大の目的として町営住宅の集約建て替えがあり、それを行う上で住宅マスタープランを基本としていました。町営住宅の建て替えは完了しましたので、最大の目的は達成していますが、ご指摘の個別の住宅の計画については、現在、都市計画マスタープランの見直し作業を進めており、その都市計画マスタープランの中で、各地域の位置付けや地域特性、開発に関する事、景観も含めた都市計画に関するさまざまなものをまとめる予定です。そちらで、全町的な土地利用の考え方などをまとめていきたいと考えています。

また、若山台のエレベーターの話もありましたが、以前、公団住宅にエレベーターを設置するという新聞記事を見ましたが、そのような情報収集も今後行っていきたいと考えています。

#### 「良好な住環境の形成」、「町営住宅の良好な維持管理」

**委員** 施策内容 で、空き家に関連して検討を進めるということですが、エレベーターが重要であれば、これがポイントだということについては、ただ「検討を進める」だけではなく、もう少し具体化して「エレベーターを設置する」、「お店を設ける」など、ポイントとなるものを記載してはどうかと思います。

施策内容 に「町営住宅の良好な維持管理」とありますが、私の感覚では、町営住宅はまだ古い住宅もあるかもしれませんが、かなり建て替えられて良くなっていると思います。まだこのような文章が残っていると、何か悪いようなイメージを与えてしまうので、表現を変えるなどしてはどうでしょうか。

**事務局** 1 点目の各内容のポイントについてですが、施策内容のレベルには、大小さまざまあり、かなり限られた内容の項目もあれば、全体的に大きな枠で書いている項目もあります。そのあたりは審議の中で具体的にご指摘いただければ、その点も加味して検討したいと思います。

施策内容 の中では「検討を進める」と記載していますが、今後この基本計画を受けて、より具体的な実施計画を策定する予定です。そのあたりの関連もありますが、お気づきの点についてご意見をいただければ、それをまた反映して、提示させていただきたいと思います。

**担当課** 2 点目の町営住宅についてですが、ご指摘のように緑地公園住宅はまだ建設して 5~6 年の住宅ですので、ここでいう「維持管理」という表現は、あくまでも日常管理を主として考えています。新しい住宅ですが、日頃からの日常管理を怠ると建物の傷みも進みますので、その意

味で「良好な維持管理に努める」としています。

ただ、町営住宅には、緑地公園住宅の他に御茶屋住宅もあります。この住宅については築30年程度経過しており、良好な維持管理に努めていますが、今後の課題であると認識しています。

#### その他(都市計画マスタープラン、基本計画の表現方法について)

**委員** 先ほど、都市計画マスタープランを別途作成していると言われましたが、それはこの総合計画の決定を踏まえて、ということになるのでしょうか。もしそうであれば、基本計画の中である程度ガイドラインを示しておく必要があるのではないのでしょうか。

**事務局** 基本的な考え方としては、総合計画が最上位の計画であり、その下にある各分野の計画の一つとして都市計画マスタープランもあります。都市計画マスタープランは、本年度から検討に着手しており、来年度末に策定予定で作業を進めています。総合計画の基本計画は本年度から来年度の前半にかけてご審議いただきますが、既に審議いただいた基本構想、それから大きな枠ではありますが、基本計画の中でも都市計画マスタープランの内容の一部ですが関わるものがあります。ここでの記載内容は大枠ですが、都市計画マスタープランの内容はそれをさらに細分化した内容を取りまとめた計画になりますので、基本計画の内容を踏まえながら策定するようにしています。

**部会長** となると、現状では、都市計画マスタープランの策定はかなり進んでいるということでしょうか。

**事務局** 都市計画マスタープランは、全体的な大きな考え方をまとめた「全体構想」と、地区別のより具体的な都市計画についてまとめた「地域別構想」の2本立てになっています。これは法律で策定することが定められており、本町では平成11年に策定しましたが、今回の総合計画の改定に合わせて現在見直し作業を進めています。本年度については、基本的な考え方の取りまとめをしている最中で、より具体的な内容については、来年度の作業を予定しています。

**委員** 総合計画と都市計画マスタープランの関係ですが、必ずしも上位計画と下位計画になっていないのではないかと思います。上位と下位という関係ではなく、相互補完的に、全体として町の計画になってしまっていると感じています。それで良いのかどうか、ということがあると思います。

総合計画でも、基本構想と基本計画の関係があり、基本構想で全ておさえていて、そのおさえられていたことに対して、例えば都市計画マスタープランもあり、総合計画の基本計画もあるという形になるのか、基本計画よりさらに下位に都市計画マスタープランがあるのか、そのあたりが疑問です。

最も良いのは、基本計画を見れば、何が町にとって課題で、何をすべきかが分かり、それを踏まえてマスタープランがあるということだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

例えば、施策内容 に出てくる「空き家」問題で言えば、都市計画マスタープランではもっと拡大して出てきます。それと施策内容 にある「町営住宅の良好な維持管理」ということが、ここでは同等に書かれています。しかし問題の大きさは全く違います。そのようなことが、あまりうまく出てこないということをどう考えるかということです。

空き家問題は非常に重大な問題だと思いますし、町全体の活性化に関わり、骨粗そう症に例

えて都市粗そう症という言い方を仲間内で言っていますが、あちこちに穴があり、都市全体としてもらいという構造になっていくことは大問題だと思います。だから、都市計画マスタープランできっちりと取り扱って対策を練ることが、この総合計画を見ると読めるというようにならないかと思います。

例えば、施策内容の書き方について、文章でさらっと書かれていますが、箇条書きにすると段落も2つぐらいに分かれると思います。1つ目は「秩序ある住宅開発の誘導」、2つ目は「都市基盤整備」、3つ目の「高齢化と空き家の問題」をさらに分ける方法もあると思います。

3種類なり4種類の内容を一つの文章で書くので、さらっとした感じになっているのではないかと思います。これをきっちり箇条書きにして、例えば、重要なところは太文字にする、あるいは重要なキーワードにはアンダーラインを入れるなどの書き方をするだけでも、問題の軽重が分かるということがあるのではないのでしょうか。そのような工夫ができないかと思います。

**委員** 関連して、住民が計画冊子を見て、島本町が10年先にこのような格好になるということが概念的に分かるということが大事だと思います。いくら良い冊子をつくっても、読んで分からないという難しいものはいけないと思います。

そうすると、空き家の問題についても、基本構想では団地に空き家がある、既成の住宅地で人口が減ってきていることなどを述べ、基本計画の中では、具体的にエレベーターを設置する、商店を誘致するなどを述べ、どのように流れていくということが分かれば良いのではないかと思います。それ以上の細かいことは、マスタープランなどで、専門家が見ても分かるということで良いのではないかと思います。やはり、住民にこのようになっていくという希望を与えるということも大事だと思います。

**部会長** 表現方法からすると非常に難しいとは感じますが、主役は住民ですので、それを見た時に住民がどう感じ、どのように自分たちのまちを考えるかということに結びついていきますので、表現は難しいかもしれませんが、そのような展開や表現ができればそれに越したことはないと思います。事務局の方はいかがでしょうか。

**事務局** 貴重なご意見ありがとうございます。分かりやすく書いた方が住民にとって分かりやすいというご意見ですが、箇条書きと、現状の文章形式とどちらが良いか事務局でも悩んだというのが本音です。箇条書きでさらっと書いて住民の方に理解いただけるのかということから、接続の言葉を付けて現状の文章形式にしています。箇条書きや、太字、アンダーラインを入れてメリハリを付けるなどの表現については、今後検討したいと思います。

**部会長** この部分も非常に難しい問題がたくさんあり、これから審議を進めていく上において、これに関わる問題も出てくると思いますので、事務局の方で考えていただければと思います。

#### その他(マンションについて)

**委員** 住宅について問題提起したいのですが、資料22の5ページに、平成17年国勢調査に基づく「住宅の建て方・所有関係別の世帯数の状況」という表があります。その表を見ると、共同住宅の割合は57.9%で、そのうち6階建て以上が27.4%となっており、共同住宅の割合がかなり高くなっています。これは平成17年の数値ですが、それ以降も大規模なマンションがどんどん建っています。島本町の「マンション化率」は増えています。マンション化率というのは、総世帯に対して分譲マンションを所有している割合を定義していますが、島本町は50%を超えています。

同じ時期の大阪府全体で約 17%、大阪市内で 23%程度、近隣では吹田市が高くなっています。

マンション化率が高くなるとどのような問題が出てくるかという点、最近のマンションはだいたい容積率 200%のところには建っていますが、最近は廊下やバルコニーが非常に広がっています。廊下やバルコニーは容積には入らず、最近は階段なども容積対象外に緩和されています。また、最近は立体駐車場が併設されていますが、立体駐車場も容積対象外となっています。そういった建物の外形という点、その容積を概算すると 350%程度になっています。要するに、容積率 200%の地域に、外形寸法でいくと 350%から下手をすると 400%程度のマンションが建つということです。

そのような建物が林立すると、当然、近隣の紛争が起きてきます。例えば、西宮市では震災後にマンションの復興が急速に進み、平成 15 年でマンション化率が 50%を超えたそうです。急激に日照問題や相隣関係で紛争が激増しまして、西宮市は現在、市街地全体に高度地区をかけて絶対高さを制限する規制をしています。そのあたりは後の景観形成などにも関わってくると思いますが、やはり今のようにマンションがどんどん建ってくると、近隣の紛争が増えてくるのが予想されます。例えば、市街化農地の中に大規模な農地があり、ある期間は農地並みの課税で営農されていますが、その期間が切れると、大規模農地が突然大規模マンションに変わるということが当然考えられます。そのようなことから、あらかじめ大規模なマンションが建つ場合に、相隣関係等でどのようなことを考えておくべきかということ、少し頭に置いておいていただきたいと思っています。このへんの話は、「景観形成」の項目や、第 4 章の「土地利用」の項目あたりで話をしたいと思っています。

最近のマンションは完全なサービスなどを謳い文句にしている、新しいマンションでは自治会はほとんど組織しない傾向にありますし、マンションの中だけで完結したコミュニティを謳い文句に販売していますので、地域との断絶が起こるということも問題になってきています。

人口増加が期待でき、歓迎すべきと思いますが、建ち方や、建つ場所、運営方法によっては、大変厄介な問題を抱え込むという可能性もありますので、そのようなことを問題提起としてお話ししておきたいと思っています。

**部会長** このことは、これまでの第 1 節、第 2 節の問題と、その後の「景観形成」の問題とかなり関係があると思います。また、審議を展開していく上において、これを抜いたかたちで前の 2 つを結論付けるということは無理があると感じます。第 3 節「景観形成」を含めてご議論いただきたいと思っています。

## 2 章 3 節 「景観形成」 基本計画案 8 ページ

事務局より概要を説明

### 「景観形成の推進」、その他(市街地景観について)

**部会長** この 3 節の分野も、前の 1 節、2 節の項目とかなり関係すると思いますが、そのあたりを踏まえてご意見をいただきたいと思っています。

**委員** 1 点目ですが、施策内容として、「自然的景観」、「歴史的景観」の項目があります。そのほか、この中では「景観形成の推進」に含まれると考えていると思いますが、「都市的景観」または「市街地景観」といった項目についても、それをきっちり書いておくことで、先ほどの

マンションの話や農地との関係でどうするということが出てくると思います。その項目を増やした方がよいと思います。 だけだと漠然としすぎています。

2点目ですが、景観法との関連で、景観行政団体になるのかならないのか、めざすのか、めざさないのか、それが非常に問題だと思うのですが、それに対するはっきりとした態度はここには書けないのでしょうか。ここに書かないということは、暗にめざすつもりはあまりないというようにも受け取れますが、いかがでしょうか。

**事務局** 1点目の「市街地景観」の項目追加については、新たに検討したいと思います。

2点目の「景観行政団体」に関するお尋ねですが、現在、大阪府で府景観計画の見直しを進めています。その「はじめに」の部分で、「府内の全ての市町村が近い将来、景観行政団体となり、広域的な観点にも配慮して景観計画を策定するよう積極的に働きかけを行います。」ということが記載されています。

景観に関しては、大阪府内全ての市町村が加入している「景観形成誘導推進協議会」という組織があります。それ以外に、その中で北摂ブロックの7市3町でもブロック会議を頻繁に開催しており、さまざまな景観に関する研究などを行っています。

特に北摂地域は、7市3町のうち、中核市の高槻市は自動的にそうなりますが、それ以外でも箕面市、豊中市、吹田市が景観行政団体になっています。また、茨木市も検討中と聞いています。そのような状況で、かなり景観に関する取組みを先進的に進められているところがあります。

ここに明確に景観行政団体になるというまでは書けないのですが、実情としては、そのような中で検討していかなければならないということです。第三次に引き続き今回も「景観形成の指針づくり」という形で記載していますが、府内全体がそういう動きにあり、府自身が市町村に働きかけをするということですので、我々も積極的には関わっていかうということで、基本計画にも記載しています。

**委員** そこまでの状況であれば、例えば、「景観行政団体をめざして、指針づくり～」ということも書けないのでしょうか。

**事務局** 表現として書くことは可能だと思います。ご意見としていただいた部分を再度検討し、修正させていただきたいと思います。

**委員** 特別にまずい事柄があれば別ですが、そうでなければ、「めざして、何かをする」という程度は入れておいた方がよいと思います。

**部会長** 高槻市などの周辺都市ではどうなっているのでしょうか。

**事務局** 景観行政団体は、自ら条例等を定め、景観計画を策定し、景観に関して建物の高さや外壁、山並みの眺望などについて規制していくものですが、本町はその団体になっていません。景観行政団体である高槻市とは街並みからも連動していますし、茨木市も検討中という状況で、箕面市や吹田市、豊中市は既に策定されています。

先ほどのように、町としてもそのようなことに取り組むべきというご意見もいただきましたし、第三次計画でも景観形成の指針策定を進める記載していますが、まだ取り組めていない状況があります。そのため、新たに「景観行政団体をめざして景観に関する計画を策定する」といった表現は追加可能と考えます。

委員

今の話に関連しますが、私は第三地域住民委員会で、JR島本駅西側の農地の今後についての検討に携わっています。その中の景観の問題ですが、江川に建設中のマンションも、準工業地域に建っています。都市計画法が設定された時には、準工業地域に住宅が建つということは全く想定外で、準工業地域では日照規制も斜線規制もないので、江川のように15階建ての45メートルが建ってしまいます。実は、桜井地区にも準工業地域があります。

ここに第三地域住民委員会の役員さんに将来の可能性として説明した資料があるのですが、これを部会委員に回覧してお見せしたいのですが、よろしいでしょうか。個人の責任で書いたものです。

桜井地区の準工業地域では現在工場が操業していますが、将来、事情によっては手放される可能性もあるかと思えます。そこはマンション用地としては絶好の立地になります。そこに江川と同じような15階建てのマンションを建てるのが可能となります。北側にはふれあいセンターがあり、そこは用途地域がかかっており、日照はクリアしないといけないので斜めにカットする形になりますが、建物が建ってしまいます。

せっかく島本駅西側で非常に良いまちづくりを進めても、これが建ってしまうと田園風景を残したいという皆さんの夢がどうなるのかと思えます。そこにマンションを建てる是非についても、建てた方が良いという考え方もあると思えますが、現状で何もしないでおくと、このようなことになりかねません。

私の提案としては、この地域は、島本駅西側の将来の望ましいプランができた時に、この地域も地区計画の区域に入っていて、今の工場の高さが12メートル程度だと思えますので、例えば20メートル程度の高さ制限を設けて、工場が別の用途になっても、それがクリアできるものにするという方法が考えられます。

例えば、千里ニュータウンでも、小高いところに今ある5階建ての住宅は、60～80%の容積率ですが、そこに先ほど述べたように、実質300%の容積で、20階建ての壁のようなマンションが建っています。これは非常に景観上も問題になっています。やはり住宅を誘致するとすると、現況の用途地域だけだと、このようなことが可能となります。

この方法の是非を一度検討していただいて、これは先ほども言われたように、総合計画でこのような検討課題があり、都市計画マスタープランで各地区の将来像を考えていただくのですが、やはり総合計画の中では、都市計画マスタープランの検討として、このような将来の用途変更が考えられる部分の景観や住宅、相隣関係などの課題をある程度整理しておくことが期待されるのではないかと思います。

先ほど、西宮市だけ絶対高さ制限をしているとお話ししましたが、箕面市でも一昨年ぐらいですか、全市域の70%の地域に高さ制限をかけています。吹田市や茨木市も検討中とのことです。それ以外にも宝塚市、芦屋市、西宮市、尼崎市でも、市域のかなりの面積で絶対高さ制限をかけています。用途地域だけでは高さ制限はできませんので、地区計画をかけるか、高度地区をかけて、絶対高さを制限するということになります。

西宮市の容積率200%の地域も、先ほども申し上げたように、最近のマンションは実質300%以上の容積が可能ですので、法定容積200%の地域でも、150%に落として規制を厳しくする、ということも検討されています。

**部会長** いろいろお話がありましたので、参考にさせていただき、今後の展開の中で考えていただくということになるかと思います。

### 「歴史的景観の保全と活用」

**委員** 施策内容 について、資料 24 の 9 ページで第三次計画に基づく実績を見ると、麗天館の歴史文化資料館としての活用と、水無瀬神宮や桜井駅跡などが記載されています。第四次計画で今後 10 年間の歴史的景観の保全と活用について、どのようなことを考えておけばよいのでしょうか。先ほども感じたのですが、日常管理的な話を基本計画に入れるのは面白くないという気がしています。そうではなく、このようにしたい、このような計画がある、このようなことに力を入れたいなど、そのような内容がないといけないと思います。

**部会長** せっかく持っているものを、外部に向かって発信できるような発信基地になればということもあるのでしょうか。

**事務局** この項目の具体的な部分についてですが、「歴史的建築物」と記載していますが、現状で想定しているのは、最近整備された史跡桜井駅跡、歴史文化資料館などで、他にも神社や文化財が想定されますが、それらを保全・維持して、景観として活用していくということを考えています。第三次計画の時のように、新たに整備するという形では具体的には出てきていません。

**部会長** これから、そのような部分について、もう少し手を入れるという予定はあるのでしょうか。

**事務局** 現在のところは、麗天館のように新たに整備していくという予定はありません。

**部会長** 本日、さまざまな問題が出されましたが、片付けていかなければならない問題を多く残してしまった気がします。これまでの第 1 節から 3 節を考えると、内容的に深く手を入れなければならないものもあるのではないかと感じました。本日のご意見は、今後反映させていただければと思います。

### その他

**委員** 島本町の景観について、どのようなポイントで考えたらよいのでしょうか。山が見える、見えない、日照の問題などは生活関係の問題だと思いますが、島本町の場合、景観と書いてありますが、どのような景観が望ましいのか具体的によくわかりません。とりあえず山が見えるということは一つあると思いますが。

**委員** 当然のことですが、ポイントは、まちによって違うと思います。例えば、古い町家が並ぶまちでは「街並み景観」が問題になるということはあると思います。島本町の場合は、街並みというよりは、「眺望景観」が第一に問題になると思います。その眺望というのは、どこかに山が見える、あるいは山を背景にした眺望、ということになると思います。もちろん、田園風景というか田畑が見えるのもそうですが、いずれにしても、目の前ということでもなく、すごく遠くからということでもなく、眺望景観が問題になると思います。

それから、古い絵図で、淀川の対岸から島本側を見た大正の頃の絵図がありますが、その絵図では山が見えています。この景観が台無しになるのはまずいだろうと思います。島本町の中から見るのではありませんが、島本町の姿を全体で一望できるようなことは、きっちり残していきたいと感じます。いずれにせよ、まずは眺望景観で、もちろん山の中に入った自然景観もあるのですが、とりあえずはそのように感じます。

**【案件3】 その他**

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** 次回の部会の日程調整をお願いします。

**次回日程の調整結果**

第2回「第2部会」 平成22年2月19日(金) 午後2時～

**部会長** 以上で本日の部会を閉会します。

**<終了>**